

意匠法の目的(92・93号)

保護対象(94・95号)

- I. 意匠の定義
- II. アイディア(情報)としての意匠
- III. 物品
- IV. 形状・模様・色彩
 1. 形態
 2. 形状・模様・色彩以外の形態

IV. 形状・模様・色彩

3. 物品に表された文字

もはや20年近く前になったが、平成6年に「物品に表された文字」の取扱いに関する『意匠審査基準』が改訂された。それ以前の通説では、原則として「文字」は意匠の構成要素ではなく、例外的に「模様化された文字」のみを、意匠の構成要素と解していた。すなわち、公知公用の文字が普通の読むための配列方式で配列されている「単なる文字」は、意匠法上の「模様」を構成しないと解されていた*1。そして、単なる文字は、削除しなければ意匠登録を受けることができなかった。

しかし、このような文字に関する厳しい判断基準には異論が多く*2、平成6年の基準改正で、「専ら情報伝達のための文字」は認めないが、「装飾機能」を有する文字は意匠の構成要素として認める審査基準となった。近時は、むしろ原則として文字を意匠の構成要素(模様)とし、文字デザインを保護する解釈が有力となっていると思われる。

*1 高田 忠『意匠』(有斐閣1969年) 55頁、東京高判昭55・3・25「包装用容器(CUP NOODLE)」昭53(行ケ)第30号無体集12巻1号108頁(詳細は後述)。

*2 例えば、加藤恒久『意匠法要説』(ぎょうせい1981年) 107頁、杉本文一「「文字」のデザインと「CUP NOODLE」事件」(特許管理 31巻7号 777頁(1981年))、土肥一史「図案化した文字は意匠法第2条第1項にいう模様にあたるか」(発明 1983年4月号 96頁)、宮滝恒雄『意匠審査基準の解説(初版)』(発明協会1985年) 61頁、齋藤暲二『意匠法概説』(有斐閣1991年) 67頁、佐藤恵太「文字と意匠」DESIGN PROTECT No.21) 第5巻 第5号15頁。

1) 意匠審査基準の変遷

①現在の『意匠審査基準』

『意匠審査基準』で「文字」について規定されているのは、「願書又は願書に添付した図面等」の「記載不備」があった場合の取扱いにおいてである。

ここでは、第一に、出願の意匠が「具体的なものと認められない場合の例」として、「⑨図形の中に、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を表した場合」を挙げている。すなわち、添付図面において「説明のための文字」等を図形の中に表すことは認められない。

そして、第二に、「物品に表された文字、標識」については、なお書きで以下のように取扱いを規定している。

「なお、物品に表された文字、標識は以下のよう
に取り扱う。

- (i) 物品に表された文字、標識は、(ii)に掲げるものを除き意匠を構成するものとして扱う。
- (ii) 物品に表された文字、標識のうち専ら情報伝達のためだけに使用されているものは、模様と認められず意匠を構成しない。ただし、図形中に表されていても削除を要しない。

例としては以下のとおり。

イ. 新聞、書籍の文章部分

ロ. 成分表示、使用説明などを普通の態様で表した文字」

『意匠審査基準』(21. 1. 2 ⑨ 13頁)

②平成6年改正前『意匠審査基準』

改正以前の基準は、下記のとおりであった。そこでは、「説明のための文字」と「物品に表された文字」の区別が明確ではないが、下記の(注)が「物品に表された文字、標識」の取扱いを決めたものと解される。

「図形中に陰影、指示線その他の意匠を構成しない線、符号または文字などを表わしたもの。(施行規則様式第5備考7)

(注) イ. 単なる文字、標識は模様と認めないから削除させるが物品の使用上不可欠のものは削除しないでもよい。

例 ①計器の目盛りを用いられた文字。

②“UP” “DOWN” のように特定の物品に必ず用いられている文字。

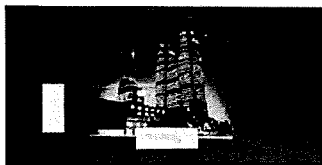
ロ. 意匠を構成すると認める文字

例 ①連続模様のモチーフを用いられた文字。

②装飾されている文字。」

(旧審査基準3-1209)

●平成6年 基準改正前：文字を削除した登録例



意匠登録919539号「包装紙」

●平成6年 基準改正後：文字を削除しない登録例



意登970268号「包装紙」

③『意匠審査基準』の改正点

この基準の改正点は、第一に、意匠を構成すると認める文字の範囲の拡大であり、文字が模様化されたとする判断基準の緩和である。第二は、文字を削除させる審査運用の廃止であると説明される*3。

しかし、意匠を構成すると認める文字の範囲の拡大については、『意匠審査基準』だけでは明らかではない。すなわち、模様と認められないとされる「専ら情報伝達のためだけに使用されている」文字と、改正前の「単なる文字」との違いが明らかではない。この点、意匠課の説明「物品に表わされた文字等の扱いに関する審査基準(整理番号3-1209)の改正について」を参酌する必要がある。この説明によれば、文字が、「情報伝達」の機能とともに「装飾機能」を有する場合、すなわち、文字が「デザイン上の模様の構成要素」として「物品の装飾のために使用」されている場合は、意匠の構成要素として扱うと説明されている*4。

したがって、従来は、文字の「情報伝達機能」が失われていると言えるほどに「装飾機能」が強い場合にのみ、文字を意匠の構成要素と認めていたのに対して、この改正は、意匠を構成すると認める文字の範囲を大きく拡大するものである。

*3 特許庁審査第一部意匠課「物品に表わされた文字等の扱いに関する審査基準(整理番号3-1209)の改正について」(以下、「基準の改正について」) DESIGN PROTECT No.29 Vol.8-1 (1995) 41頁、知財管理44巻9号1300頁、特許ニュース H6.8.29号等。

*4 意匠課「基準の改正について」44頁

2) 改正前基準の解釈

①文字を意匠の構成要素と認めない理由

「基準の改正について」(意匠課)では、従来、文字は意匠の構成要素と認めなかった理由を、「文字が意味・観念を有しているという点から派生して、商標権との混同や、表された意味内容や作用効果について独占権が設定されたような誤解を生じる、等の点が問題として指摘されていた。」とまとめている*5。すなわち、①商標権との混同 ②意味内容の独占権との誤解、および③作用効果の独占権との

誤解を生ずるおそれ、が意匠の構成要素と認めない理由であった。

*5 意匠課 前掲42頁。これらの理由は、高田氏の説明をまとめたものと思われる（高田『意匠』56頁参照）。

②模様化の判断基準

改正前審査基準では、「意匠を構成すると認める文字」として、「①連続模様のモチーフに用いられた文字、②装飾されている文字」を例示するだけである。

高田氏は、具体的基準として、意匠を構成しない「単なる文字」とは、「公知公用の文字が普通の読むための配列方式で配列されているもの」とであると説明している。さらに具体的に、(a)「文字の種類」は我が国の「一般人が読めること」(b)「字体と配列」は「字体からいえば活字体や筆記体の文字であり、配列からいえば読ますための普通の配列である場合は、模様を構成しないと見られることが多い。」として、「特許庁意匠課の基準」について具体的事例で説明している。また、「図No.71」の注で「装飾化の程度は進んでいるが、読めるという点で模様と認めるのは問題がある。」とのコメントがあり、「簡単に読める」場合はいまだ模様とは認められないと解していた*6。

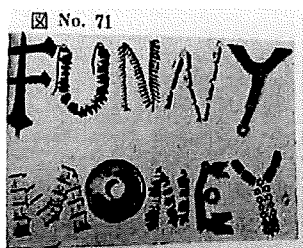


図 No.71

しかし、「公知公用の文字が普通の読むための配列方式で配列されているもの」という点は、『意匠審査基準』には明記されていない。したがって、「装飾されている文字」とは、……「読むことが可能であるが、いずれにしろ文字としての機能を残しながらも、文字を意匠に表した動機としては、あくまで視覚的に訴えて図形としての印象を伝えることにあり、その装飾化された図形としての創作性が成り立っている場合のことである。」*7と解し、やや緩

やかな運用することも可能であった。「意匠を構成すると認める文字」として2つの例示があるが、「厳密には2つの態様に該当するとは言いがたい文字であっても、文字の装飾的使用態様に着目して意匠の構成要素として扱う拡大的な解釈、運用がなされてきた」のである*8。

*6 高田『意匠』56頁～70頁

*7 宮滝『意匠審査基準の解説（初版）』63頁

*8 意匠課 前掲42頁

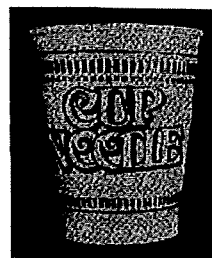
③旧基準の裁判例

このような審査運用の実態があったが、次の2つの事件で、東京高裁は、高田氏と同様の基準により、「文字本来の機能を失っているとはいえない」文字は模様とは認められないとの厳しい判断基準を説示した。

●東京高判昭55.3.25「包装用容器(CUP NOODLE)」昭53(行ケ)30号 無体集12巻1号108頁
本件「包装用容器」の意匠登録無効審判において、審決は「文字もその構成態様に創作があり模様と認められる範囲のものである」と認定した。

しかし、東京高裁は、「元来は文字であっても模様化が進み言語の伝達手段としての文字本来の機能を失っているとみられるものは、模様としてその創作性を認める余地がある」としつつも、本件「CUP およびNOODLE」は、ローマ字を読むための普通の配列方法で配列されており、……かつ読み取るとは十分可能とみられるから、いまだローマ字が模様に変化して文字本来の機能を失っているとは言えない。」として、「これを模様と認められる範囲のものとした審決の判断は誤り」であると説示した。

この説示は、最高裁でも「正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない」とされた（最判昭55.10.16〔昭55(行ツ)75号〕集民131号13頁）。

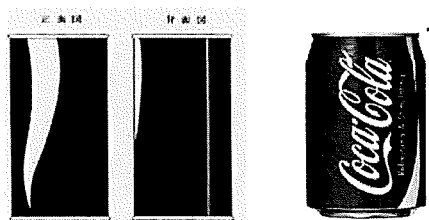


CUP NOODLE

●東京高判平2.3.7「包装用かん」

平元(行ケ)129号 無体集22巻1号142頁

本件は、拒絶査定不服審判の審決取消訴訟であるが、被告(特許庁)は、上記「CUP NOODLE」事件の高裁説示と同様に、「Coca-Colaの文字とCOKEの文字は、前者はかなり図案化されているが、いずれも英文字を読むための普通の配列方法で配列されており、見る者をして十分に読みとることができるものであるから、いまだ前記文字が模様に変化して文字本来の機能を失っているとは言えない。」と主張し、裁判所も「両文字とも、コココーラ及びコークと十分読みとることができ、未だ模様に変化したとは認めることができない。したがって、引用意匠中の文字部分は、意匠の類否判断の要素として採り上げるべきでないものというべきである」と説示している。



④意匠を構成しない文字の削除

改正前の審査基準では、「単なる文字」は、権利関係に誤解を生じさせるおそれがあることから、削除して登録することとしていた。

しかし、例外として、「①計器の目盛り用いられた文字」や「②“UP” “DOWN” のように特定の物品に必ず用いられている文字」等の、「物品の使用上不可欠のものは削除しないでもよい」という運用をしている。

なお、例外として削除しなくてもよい文字の解釈については、上記、東京高判平2.3.7「包装用かん」の説示が参考となる。すなわち、当該文字は、「意匠法2条1項で規定する意匠の構成要素である模様と認めることができない。」から、「意匠中の文字部分は、意匠の類否判断の要素として採り上げるべきでないもの」と解される。宮滝氏も、旧基準について、「削除しなくとも意匠の構成要素とし

てはみないというものである。」と指摘している*9。

したがって、意匠を構成しない文字(単なる文字)が物品に表されているからといって、それだけで意匠登録は無効とならない。前記「包装用容器(CUP NOODLE)」事件の差戻し2次審決の取消訴訟において、「本件意匠は文字部分を含むが故に直ちに意匠法にいう意匠に該当しない」とは言えず、「他の部分に新規性が認められるから、これを無効とすべきものでないとした」審決が維持されている*10。文字を含んで登録された意匠については、「意匠中の文字部分は、意匠の類否判断の要素として採り上げるべきでないもの」(東京高判平2.3.7「包装用かん」)として扱えばよいのである。

*9 宮滝 前掲62頁

*10 東京高判昭和58.7.28昭57(行ケ)208号

(審判昭和48-9234号)、特許と企業(日本パテントアカデミー)177号62頁

3) 改正(現行) 基準の解釈

①原則として文字も意匠の構成要素とする理由

「基準の改正について」(意匠課)によれば、文字については次のような背景と問題点があった。

すなわち、「基準改正の背景」として、①文字のデザイン上の重要性増大、②「意味内容や作用効果について独占権が設定されたような誤解が生じる」懸念は、知的財産権の理解が深まりなくなった、③従来、「厳密には2つの態様に該当するとは言いがたい文字であっても、文字の装飾的使用態様に着目して意匠の構成要素として扱う拡大的な解釈、運用がなされてきた」こと、および、従来基準の問題点として、④「物品全体における文字の配置、文字と他の模様部分との関係等についての視点が考慮されていなかった」こと、⑤「装飾性の程度の差異を要件とすることは、その文字が類否判断上評価すべきものであるか否かの評価基準としては整合するものの、意匠を構成するものか否かを峻別する絶対的判断基準としてはなじまない」ことがある*11。

また、改正前から、文字の従来基準については、

論者から批判があった*12。主要な論点は2つであり、権利関係の誤解を懸念するのは本質的理由ではないこと、および、文字は、情報伝達機能のみならず形態としての視覚的効果(意匠の効果)があり、視覚的効果は意匠法で保護すべき内容であり、意匠の構成要素と解すべきという点である。

*11 意匠課 前掲42頁～43頁

*12 加藤氏は、「意匠に文字があっても、文字自体が保護されるわけではないことは、他の法との関係においてすでに周知されているところであろうし、……文字や標識は、その実質的な意味を考究せず、その情報を捨象した単なる外観的形象としてこれを見るべき」と述べている(加藤 前掲90頁)

斎藤氏は、「物品の上に表わされた文字は、言語機能と同時に形態上の効果、模様として機能することは否定し得ない事実なのであるから、それが、意味伝達機能を持つことを理由に排除する必然性はない」と述べている(斎藤・概説67頁～68頁)。

宮滝氏は、「意思伝達ということについても、文字のもつ意味内容をただ伝えればよいという機能のほかに、これを図形としていかに加工し、視覚的に表現するかということがあり、後者の場合については意匠の範囲に属するものと考えられる。」と述べている(宮滝 前掲(初版)61～62頁)。

土肥氏は、「文字本来の機能を維持するものであっても、デザイン化の程度により模様として意匠法の保護を可能としておく方が、より現状に即した判断といえる」と指摘する(土肥 前掲99頁)。

杉本氏は、「読むことができる文字であれば意匠法上の模様とは認められないものとするれば、……登録意匠そのものが世のデザイン界の実態の在り方とかけ離れたもの」となると指摘する(杉本 前掲787頁)。

佐藤氏は、「『文字除外論』は、意匠となるか否かの基準を可読性におく限り、不当である。」と指摘する(佐藤 前掲29頁)。

②専ら情報伝達機能のみの判断基準

「基準の改正について」では、文字を3つの概念に大別し、「イ. 専ら情報伝達のためだけに使用されている文字(読ませることが目的であって、物品を装飾する目的を有さない文字)、ロ. 情報伝達と物品の装飾のために使用されている文字、ハ. 専ら物品の装飾のために使用されている文字」に分けている。そして、「情報伝達と物品の装飾」両方の目的(機能)を有する文字も意匠の構成要素として扱うとしている*13。

これは、文字の機能があっても装飾機能(視覚的効果)が存在すれば意匠の構成要素として扱うということである。したがって、「文字本来の機能を

失った」文字だけを「模様」(意匠の構成要素)と解する従来基準(及び裁判例等)と明らかに相違する解釈である。

さらに、「基準の改正について」によれば、「従来基準で「意匠を構成すると認める文字」として挙げている「①連続模様のモチーフ」、「②装飾されている文字」の要件は、物品に表された文字について、文字分のみを取り出してその装飾性を評価する考え方を採っている。」とし、これらに加えて、③「物品全体における文字の配置、文字と他の模様部分との関係」の要件を勘案すべきとしている*14。

新基準では、「物品に表された文字、標識のうち専ら情報伝達のためだけに使用されているものは、模様と認められず、意匠を構成しない。」とし、まだ「意匠を構成しない文字」の存在を認めているとも解される。しかし、多くの場合、物品に表された文字、標識は、「情報伝達と物品の装飾」という両方の目的のために使用されている。現実には、「専ら情報伝達のためだけに使用されている文字(読ませることが目的であって、物品を装飾する目的を有さない文字)」は、ほとんどないといってよい。

『意匠審査基準』において「専ら情報伝達のためだけに使用されている文字」の例として、「①新聞、書籍の文章部分、②成分表示、使用説明などを普通の態様で表したものを挙げている。だが、①文章部分は、コンテンツであり、フォームではない。また、②成分表示、使用説明については、「ただし、物品との関係において装飾目的を有する使用態様であれば、意匠の構成要素として扱う。」と説明されている*15。実際には、ほとんどの成分表示、使用説明について、デザインの配慮があり装飾目的を有すると解される。

さらに、改正前は、模様と認められなかった「①計器の目盛り用いられた文字や②“UP”“DOWN”のように特定の物品に必ず用いられている文字」についても、「デザイン上の要素としても使用されている」ことから、模様と解され、「時計の文字盤、カレンダー、オーディオ機器の操作面等」に使用される文字は、専ら情報伝達のためだけに使用され

ているものではなく、デザイン上の要素として使用されているので、基本的に意匠の構成要素として扱う。」と説明されている*16。

- *13 意匠課 前掲44頁
- *14 意匠課 前掲42～43頁
- *15 意匠課 前掲44頁
- *16 意匠課 前掲44頁

③文字削除運用廃止の理由

「基準の改正について」では、従来基準(「単なる文字」の削除)の問題点として、①「文字の削除によって、文字との関係において判断される、他の模様部分の正当な評価をすることが困難な場合が生じること」、および、②「削除の方法によっては、創作した意匠とは全く異なった模様が存在する意匠となるおそれがある」ことを挙げている*17。

また、文字の削除を不要とする理由として、その他に①「専ら情報伝達の目的を達せするためだけに使用されている文字」と意匠の構成要素である文字との区分けの要件は明確であること、②情報伝達みの文字は、「意匠的価値の極めて低いものであるから、類否判断に影響を与えるほどのものではない」こと、③「従来基準においても、物品の使用上不可欠な文字、標識については、意匠を構成しないものであっても、図形中に表すことを容認している」こと、④「一方、文字との関係で定まる他の模様部分の評価を正当に行えるようにし、出願に係る意匠が創作した意匠と異なった模様の存在する意匠となるおそれが生じないようにする必要もある」ことが挙げられている*18。

以上の外に、次のような事情も勘案されたと思われる。すなわち、①新基準によって、ほとんどの文字が意匠の構成要素と認められる可能性が高いこと、②意匠を構成しない文字を含んで意匠登録を受けてもそれだけの理由で登録が無効にならないこと(東京高判昭和58.7.28「包装用容器(CUP NOODLE)」2次訴訟)、および、③「意匠中の文字部分は、意匠の類否判断の要素として採り上げるべきでないもの」(東京高判平2.3.7「包装用かん」)として扱えばよいこと等も勘案され、文字を削除する取扱いは廃

止されたと思われる。

- *17 意匠課 前掲43頁。なお、②の具体例等については、杉本前掲、及び佐藤前掲が詳しい。
- *18 意匠課 前掲44頁～45頁

④類否判断における文字の評価

「基準の改正について」によれば、文字を構成要素として含む意匠の類否判断は、商標の類否判断とは異なり、「物品を離れた文字自体の形のみや文字の有する意味内容」を評価しない。「物品に表された態様における文字の形態的要素に基づいて評価、判断する。」と説明されている。例えば、「他の模様部分との緊密性」や「文字の配置」について評価し、それらが「公知公用に属するものである」ならば類否判断上はさほど評価されないことになる*19。言い換えれば、文字の意味内容は考慮せず、「文字の形態的要素」のみを意匠の構成要素として評価すると言えよう。

新基準では、文字を模様と認める範囲が拡大し、文字を削除する運用も廃止した。だが、これによって、実体的な類否判断の内容が大きく変わったとは言えない*20。というのも、従来、新基準を先取りして、「厳密には2つの態様に該当するとは言いがたい文字であっても、文字の装飾的使用態様に着目して意匠の構成要素として扱う拡大的な解釈、運用がなされてきた」のであり*21、また、新たに意匠の構成要素と認められた文字の多くは、意匠の効果の面からは大きく評価される場合は少ないからである。

- *19 意匠課 前掲45頁
- *20 宮滝氏は、「これらの文字が意匠の類否判断における評価を大きく変えるということにはただちにつながらない。……今のところ事例を見るかぎり大きく変化しているとは考えられない。」と予想していた(宮滝 前掲68頁)。
- *21 意匠課 前掲42頁。事実、東京高判昭55.3.25「包装用容器(CUP NOODLE)」事件の審決では、審査運用に基づき、「文字もその構成態様に創作があり模様と認められる範囲のものである」と認定していたのである。

4) 最近の審判・裁判例

●裁判例

基準改正後の文字に関する裁判例は、2例である

が、いずれも、文字を意匠の構成要素として認定したと評価できる*22。

*22 なお、佐藤氏は、東京高判平成4.1.30「自動車用社名燈」（特許庁「審決取消訴訟判決集（29）」534頁）も、基準改正前の文字に関する裁判例としているが、当該判決は「『m』字状の太い線」と認定しており、文字と認定していないと思われる（佐藤 前掲、同「文字は意匠法上の模様か①②」発明 92巻11号12号（1995年）参照）。

①東京地判平成18.10.30

「ゴルフ用ボールマーカー」平18(ワ)13406号

被告製品意匠の構成として、「上面の略同径ディンプル群の中央に、個々のディンプルの径より天地が長い4個の大文字「P」、「R」、「G」、「R」が横直線状に近接して刻み込まれており、さらに、当該文字の下端に2番目の「R」の文字の左端から4番目の「R」の左端にかけて当該文字と平行して、「GOLF」という小さな大文字が（個々のディンプルの径のほぼ2分の1の天地の長さ）横直線状に刻み込まれている。」と認定している。

②知財高判平成19.3.27

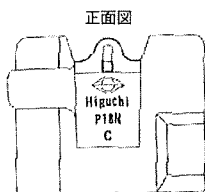
「ゴルフ用ボールマーカー」
平18(ネ)10084号
地裁判決と同旨の認定がある。



③東京地判平成20.2.19

「バケット先端装着具」平19(ワ)1972号

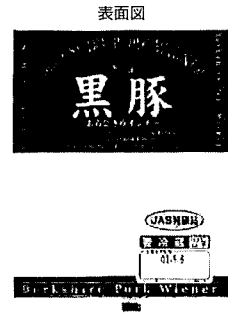
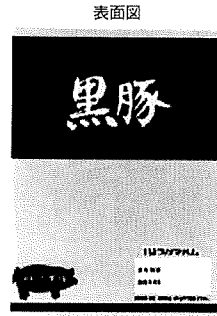
「被告意匠」の認定で、「被嵌部の前面には、樋口ブランド/Higuchi/ P18 N/Cの文字からなる鑄出表示部が隆起して形成されている。」と説示した。



●審判例：文字を意匠の構成要素とした認定例

①判定平成14.4.15「包装用袋」判定2001-60124

共通点として、「(4) 暗調子部中央の大きな漢字2個は、略同大で、横に僅かな間隙を設けて略同太の

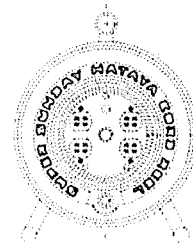


筆書き様で表されている点、(5) 暗調子部中央の大きな漢字2個の上下に、それぞれ小さい文字からなる文字列を配している点、」を認定し、差異点としても文字を認定している。

②審決平成15.5.9

「電源コードリール」不服審判2001-22873

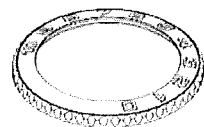
「C、D、E、N、P、R、S、U」 「当該欧文書体については、典型的な欧文に本願意匠に見られる共通の様式に基づく変形を施すことによって、文字本来の機能とは別に、観察者の美感に訴求する固有の視覚効果をもたらす機能を生み出しており、それが本願意匠を全体的に特徴づけている」と認定した。



③審決平成21.5.29

「腕時計用ベゼル」不服審判2008-17579

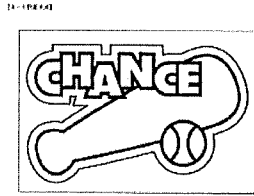
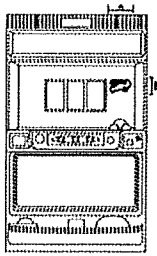
「本願意匠は、ベゼル上面約4分の3周の範囲に、反時計回りに、数字「0」から「10」まで整数順に等間隔に突起して配列し、残り約4分の1周の余地部に、時間を表示する数字、記号等を一切配列していない構成態様」と認定した。



④審決平成23.1.5

「スロットマシン」無効審判2010-880004

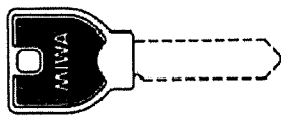
「本件登録意匠の意匠登録を受けようとする部分の形態は、……ボールを打撃しているバットに文字(CHANCE)を付したものである。」



●審判例：意匠を構成しないと認定した例

①審決平成16.10.21「鍵材」不服審判2003-25327

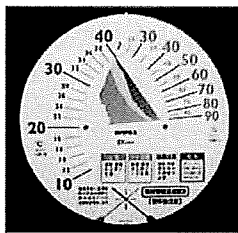
「共通する「MIWA」の文字は、情報伝達目的の文字の使用であるから模様と認められず意匠を構成しない」と認定している。



②判定平成24.2.21

「温度計湿度計用文字盤」判定2011-600043

「温度目盛及び湿度目盛の目盛線に付された数字は、専ら情報伝達のために使用されるものである」



本件登録意匠1348031号

5) 現行審査基準の評価

文字に関する改正前審査基準や東京高判昭55. 3. 25「包装用容器(CUP NOODLE)」事件判決については、審査基準改正前から批判があったことは、前記したとおりである。審査基準改正後においても、ほとんどの論者が、改正基準の取扱いを支持している*21。

ただし、改正基準では「専ら情報伝達を目的とする文字」を含む意匠であっても、文字を削除せず意匠登録することから、文字認定について審査・審判の判断が明示されないおそれがあり、意匠権の解釈上の問題が指摘されている*22。

だが、文字をどの程度意匠の構成要素として評価したかは、類否判断や創作非容易性等の登録要件の判断の中で示されると思われる。上記、審決例でも

構成要素と認めたものと認めなかったものがある。また、その判断内容の是非を争うことも可能である。

基準改正から20年近くになるが、この文字の審査基準が否定された事例はなく、学説もこの審査基準に好意的である。むしろ、審査基準をスタンダードとして出願手続がなされ、類否判断も行われていると思われ、一般的に妥当な基準として受け入れられているといえよう。峯氏は、「裁判所における本件判例の見直しを期待」しているが*23、当事者がこの点を争点とするとは考えにくいところである。文字に関するデザインが実質的に保護される状況が生じていると評価できよう。

*21 田村氏は、「文字も模様と認めようとして、新規性、非容易創作性等の登録要件の問題として処理すれば足りるのではなからうか」と指摘する(田村善之『知的財産法』[初版](有斐閣1999年) 301頁)。

斎藤氏は、改正基準の「意匠を構成するものの範囲は前掲判決(東京高判昭55.3.25)に示されるところを超えるものである。前掲判決は、文字が読める場合には何故模様に該当しないか理由を示していないもので、説得性に欠け、文字をデザイン要素とする物品分野の意匠実態から、あるいは解釈上強い疑問が呈されていたものであるが、現在もその見解が維持されるか、判例の位置付けは微妙である。」と指摘する(満田・松尾編著『注解意匠法』(青林書房 2010年) [斎藤瞭二] 118頁)

*22 峯氏によれば、「文字が意匠を構成するか否かについての特許庁の判断を客観的に認識することができなくなっているのである。……権利解釈における文字の扱いは依然未解決というべきであろう。」と指摘する(峯唯夫「文字の模様化と意匠の創作」『判例意匠法(三枝英二先生・小谷悦司先生還暦記念)』(発明協会1999年) 8頁)。

五味氏は、審査基準の取扱いを肯定しつつ、「この審査基準上の取扱いの妥当性については特に裁判によって争われたことはないため、今後この取扱いが裁判所により否定される可能性がないわけではない。……拒絶査定不服審判に係る審決取消訴訟において、この論点が争われることは今後起こり得ない。よって、実務上この問題は、特に侵害訴訟において、このような審査基準の下で文字を含みつつ登録された意匠について、その類似範囲をどのように画定するのかという問題として、顕在化するであろう。」と指摘している(寒河江・峯・金井編著『意匠法コンメンタール [第2版]』(レクスネクス・ジャパン 2012年) [五味飛鳥] 49頁)。

*23 峯氏は、「文字を含めて登録された登録意匠に基づいて裁判所に権利保護を求めた場合、特許庁の基準では模様を構成する文字でありながら、裁判所ではこれが否定され、その結果対象意匠と非類似と判断され、意匠保護が否定される事例が生じることが予想される。(改行) 裁判所における本件判例の見直しを期待するものである。」と述べている(峯前掲11-12頁)。

(つづく)